

高知県における家畜排せつ物の 利用の促進を図るための計画

令和8年8月27日

高 知 県

目 次

はじめに.....	3
第1 家畜排せつ物の利用の目標.....	4
1. 高知県の畜産の現状.....	4
2. 家畜排せつ物の利用の現状と課題.....	5
3. 家畜排せつ物の利用促進のための取組目標.....	8
第2 整備を行う処理高度化施設のないようにその他の処理高度化施設の整備に 関する目標.....	12
1. 本県における目標設定の基本的な考え方.....	12
2. 処理高度化施設の整備のための取組目標.....	12
第3 家畜排せつ物の利用促進に関する技術研修の実施とその他の技術向上に 関する事項.....	13
1. 技術の向上及び普及.....	13
2. 指導体制の整備.....	14
第4 その他家畜排せつ物の利用促進に関し必要な事項.....	14
1. 消費者や地域住民等の理解の醸成.....	14
2. 家畜防疫の観点からの適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化.....	14
3. 災害の予防等の推進.....	15

はじめに

平成11年7月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(以下「家畜排せつ物法」)が施行されました。これを受けて、高知県では家畜排せつ物の適正処理及び有効活用を目的として、平成12年10月に「高知県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」(以下「基本計画」)を策定しました。また、国が令和2年4月に家畜排せつ物法に基づく「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」(以下「基本方針」)を変更したことに伴い、高知県においても同様に、令和12年度を取組の目標年度として新たな基本計画を策定しました。この基本計画に基づき、県と関係者が一体となって畜産農家の堆肥化施設の整備などを支援してきた結果、現在では家畜排せつ物法に基づく管理基準は、全ての対象農家(以下「法対象農家」)が遵守できる状況となっています。

一方、飼養規模を拡大した農家においては、家畜排せつ物由来の堆肥(以下「堆肥」)の量が増加しており、畜産経営における飼料畑や水田での利用だけでなく、耕畜連携による地域内需給体制づくりを進めることによって、地域内資源として幅広く有効活用を図ることが課題となっています。また、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)の改正により堆肥と化学肥料の混合に関する規制が緩和され、堆肥の高付加価値化や広域流通の可能性が拡大しています。

こうした畜産業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、国は令和7年4月、家畜排せつ物法に基づく基本方針を改訂しました。高知県においても同様に、令和2年度に策定した基本計画を見直し、家畜排せつ物の利用に関する現状と課題、畜産農家と耕種農家、各関係機関が一体となり、家畜排せつ物の利用に関する課題解決に取り組むことで、高知県の畜産業がもたらす地域内資源の有効活用と環境保全型農業の推進を図っていきます。

(参考) 法対象農家

家畜排せつ物法第3条第1項において、たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に関し、畜産業を営む者が遵守すべき基準(以下、「管理基準」)が定められています。この管理基準の対象となる農家のことをいい、一定規模以上の家畜を飼養する畜産農家や事業者が対象になります。

《管理基準の適用対象規模》

牛：10頭以上 豚：100頭以上 鶏：2,000羽以上 馬：10頭以上

※上記数字は飼養する家畜の頭羽数

第1 家畜排せつ物の利用の目標

1. 高知県の畜産の現状

本県の畜産は、県民の食生活の多様化と質の向上を背景とした畜産物需要の高まりに伴い発展してきました。特に肉用牛生産については、中山間地域の複合経営において、農業所得確保の重要な位置を占めています。また、「土佐あかうし」や「土佐ジロー(鶏)」に加え、平成18年度から本県原産の土佐九斤と大シャモをベースにした「土佐はちきん地鶏」が新たに参入するなど、特色ある畜産業を展開しています。

本県の畜産部門の産出額は、令和6年には91億円となり、これは農業産出額の約7.4%に当たります。

一方、畜産農家戸数は、農家の高齢化や後継者不足、飼料価格の高騰などにより、依然減少傾向にあるものの、親元就農を中心に新たな担い手の確保も進んでいます。今後、畜産業を安定的に発展させるためには、飼養管理技術の向上などによる生産性の向上と、自給飼料の増産などによる生産コストの低減に努めることが重要な課題となっています。

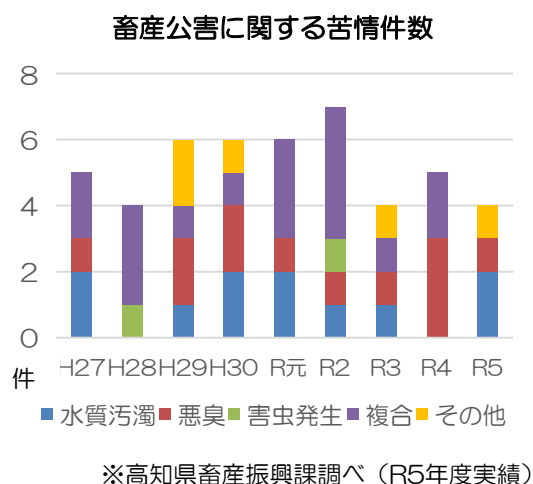
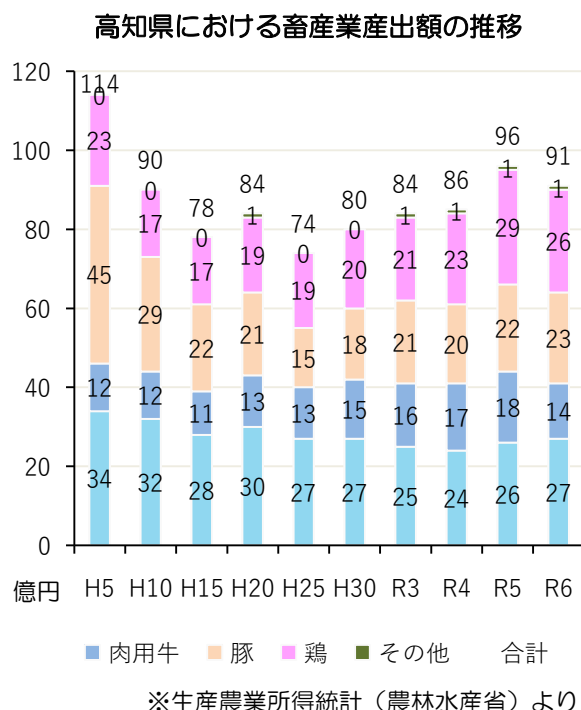
畜産公害に関する苦情発生件数については、家畜排せつ物処理施設等の整備を行ってきた結果、近年では年間10件以下で推移しています。内容は悪臭や水質汚濁に関する苦情が多く、今後、地域と調和した畜産の発展のためには悪臭対策や汚水の浄化処理対策を進めることが重要な課題となっています。

高知県の畜産農家戸数および飼養頭羽数

(単位) 戸、頭、千羽

	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数	戸数	羽数
H27	72	4,164	186	5,043	19	27,507	52	328	12	341
H28	70	3,908	187	5,092	16	25,733	47	330	12	344
H29	66	3,738	176	5,318	17	25,326	41	318	9	316
H30	63	3,526	169	5,832	16	25,761	42	288	9	387
R31	59	3,477	161	5,986	17	26,842	39	308	8	351
R2	50	3,223	156	6,070	17	25,563	37	307	9	404
R3	47	3,140	155	6,239	17	25,853	38	270	10	401
R4	43	3,142	154	6,340	16	25,083	36	277	9	419
R5	42	3,017	142	6,020	16	24,645	40	287	7	413
R6	40	2,959	130	6,154	15	22,236	39	285	7	410

※高知県畜産振興課調べ(各年2月時点)



2. 家畜排せつ物の利用の現状と課題

高知県における法対象農家は139戸（令和5年度）で、これら法対象農家から発生する家畜排せつ物量（家畜ふん及び尿発生量の合計）は、約184,000t/年で、堆肥の生産量は、約65,000t/年と推定されます。

堆肥の生産は、多くの農家が個々に所有する施設で行うため、農家間で堆肥化技術や製品の品質に差が見られるといった課題があります。

堆肥の流通については、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料販売届を提出している畜産農家戸数が令和5年度で54戸（全法対象農家の約39%）に留まり、堆肥を有機質資材として販売し、畜産経営に結びつけている農家は依然少ない状況です。

令和5年度に生産された堆肥のうち、約33,300t/年（約51%）が耕種農家や家庭菜園に利用され、約21,300t/年（約33%）は、畜産農家の飼料畑で主に利用されています。また、耕種農家における利用内訳を見ると、水稻及び大豆（約56%）や露地及び施設野菜（約34%）で多く利用されています。

一方で、一部の畜産農家においては、生産した堆肥約245t/年（約0.4%）が余剰堆肥として滞留しています。また、耕種農家における堆肥の利用には、運搬や施用にかかる労力や品質面における課題があるほか、堆肥に関する知識の普及が不十分であるなど、利用を控える農家も依然少なくありません。

近年では、水田農業政策の見直し、飼料価格の高止まり等を背景に、飼料用米や稲発

酵粗飼料（以下「稲WCS」）等の国産飼料の生産・利用を拡大することの重要性が増し、本県においては、堆肥利用と組み合わせた耕畜連携を推進する機運が高まっていることから、資源循環型の農業の推進を一層進めることが重要となっています。

また、畜産農家が規模拡大を図る中で、環境規制の強化、混住化の進展等により、臭気の低減対策や汚水の浄化処理対策の強化が課題となっています。さらに、温室効果ガス（以下「GHG」）削減に向けた国際的な動きに対応するための取組が必要となっており、これらの課題の解決が畜産経営の継続のためにも必要な状況となっています。

畜種別の家畜排せつ物発生量（法対象農家）

（単位）頭、羽、t／年

		頭羽数	家畜排せつ物発生量	
			ふん	尿
乳用牛	搾乳牛	1,976	32,802	9,682
	乾乳・未経産牛	547	5,908	1,203
	育成牛	475	3,088	1,140
肉用牛	2歳未満	3,322	21,593	7,973
	2歳以上	702	5,125	1,685
	乳用種	180	1,188	468
豚	肥育豚	22,236	17,122	30,908
	繁殖豚	2,401	2,881	6,147
採卵鶏	雛	2,479	53	-
	成鶏	282,731	14,023	-
ブロイラー		438,709	20,839	-
合計		-	124,621	59,206

※頭羽数調査（R6.2）をもとに算出

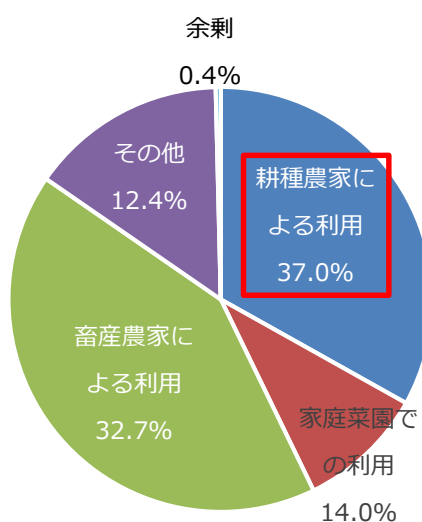
堆肥の生産及び利用

（単位）t／年

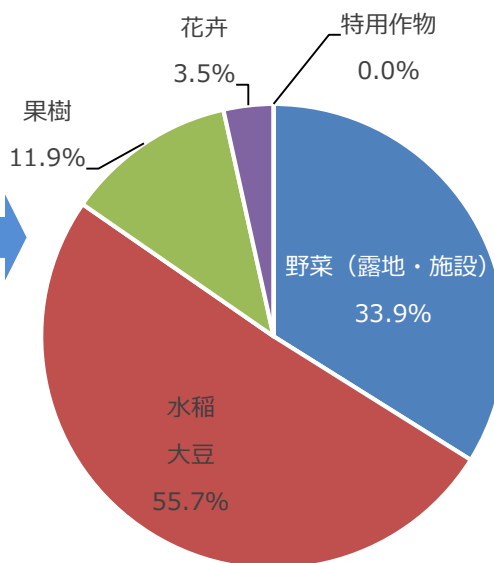
	戸数	生産量	利用量	余剰量
乳用牛	40	34,060	33,960	100
肉用牛	85	13,016	13,016	0
豚	10	3,006	3,006	0
採卵鶏	8	3,119	3,104	15
ブロイラー	12	5,415	5,415	0
堆肥センター	6	6,617	6,487	130
合計	—	65,233	64,988	245

※高知県畜産振興課調べ（R5年度実績）

堆肥の利用状況



耕種農家による利用の内訳



※高知県畜産振興課調べ（R5年度実績）

※その他…無償譲渡や販売などのうち、畜産農家段階で用途が不明なもの

本県で生産される堆肥の有効活用と余剰堆肥の解消のため、以下の課題に取り組めます。

■家畜排せつ物の利用促進のための課題

- （１）家畜排せつ物の適正管理
- （２）肥料資源としての有効利用
- （３）家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進
- （４）畜産環境問題への対応
- （５）地球温暖化対策
- （６）堆肥のPR
- （７）堆肥を使った農産物のPR

3. 家畜排せつ物の利用促進のための取組目標

(1) 家畜排せつ物の適正管理

本県では家畜排せつ物法に基づく管理基準は、平成11年の法制定以降、平成16年の本格施行までの間、堆肥舎の整備に一齐に取り組んだ結果、一部の畜産農家を除き、遵守されています。

一方で、法の本格施行から20年が経過していることから、施行までに整備した堆肥舎等の老朽化や規模拡大による施設の処理能力不足が課題となっており、施設の補改修や機能向上が必要な状況にあります。

県では、畜産農家の堆肥舎等の整備や補改修等を進めるため、市町村や農業協同組合とも連携し、国の補助事業やリース事業など活用可能な支援事業について積極的に情報提供するとともに、必要な県予算を確保し、支援していきます。

(2) 肥料資源としての有効利用

①堆肥の適切な生産・利用

県は、国や市町村と連携しながら、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく計画認定者への税制優遇や低利融資、国庫補助の優先採択等のメリット措置について周知し、畜産農家における積極的な認定の取得及び取組の推進や耕種農家による堆肥の利用促進に努めます。

また、堆肥の利用に当たっては、耕種農家に対して地域内の堆肥の生産過程や特性に関する知識の普及を図るとともに、堆肥の品質確認と耕種農家への品質についての情報提供を行います。さらに、作目ごとに堆肥の適正な使用基準について検討・提示し、地域内資源の利用に関する意識啓発を行います。加えて、講習会や優良事例等の現地研修により、耕種農家の堆肥の利用技術習得を支援し、畜産農家の製品としての堆肥生産への取組みも推進します。

□肥料販売届出農家割合（実績）：(令和5年度) 39% → (令和12年度) 100%

②地域内流通

一部の畜産農家においては余剰堆肥が滞留していることから、堆肥流通の取組を支援するため、県や関係市町村が連携し、機動的なマッチング体制の構築を図ります。また、堆肥の新規需要の開拓を進めるため、良質な堆肥供給はもとよりマニュアルスプレッダー等の堆肥散布用機械の導入や散布組織の確保及び広域流通のためのペレット化など、耕種農家側の利便性向上に向けた取組を推進します。加えて、ほ場の近くに堆肥を一時保管できるストックヤードを設けるなど、堆肥の運搬や散布をより効率的に行う環境整備を進めます。

□余剰堆肥量（実績）：(令和5年度) 245t/年 → (令和12年度) 0t/年

今後、畜産農家等の高齢化に伴い、堆肥生産、散布作業等が負担となり、堆肥

利用の促進に支障が生じる可能性があるため、地域の事情や防疫面を考慮しつつ、堆肥化・販売を行う地域の堆肥センターの活用や農地への散布を行うコントラクター等の農業支援サービス事業体の活用を推進します。

また、輸入飼料を給与している牛及び馬の排せつ物に由来する堆肥に含まれる可能性があるクロピラリドについては、市町村や関係団体とも連携し、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」の内容を十分に周知するとともに、関係者間での情報共有が円滑に行われるよう指導を行います。

③広域流通（県域での流通）

地域内での流通が難しい場合には、広域的な堆肥の需給情報について、関係機関が共有し、より広域なマッチングをサポートする体制を整備します。

特に、中山間地域においては肉用牛経営を中心に稲WCSの需要が高まっている一方、地域内での生産拡大が困難なことから、生産拡大が可能な平野部の耕種農家とのマッチングを推進し、稲WCSと堆肥の広域流通による資源循環型畜産の確立を推進します。

（３）家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進

家畜排せつ物は堆肥として利用するほか、畜産バイオマスとして電気、熱等のエネルギー利用を図ることにより、畜産農家等の光熱費の低減が期待できます。

また、家畜排せつ物を焼却炉等において密閉状態で処理することにより臭気の低減に繋がるほか、家畜排せつ物を処理する過程で生産される焼却灰等は、良質な肥料として利用できることから、今後も、家畜排せつ物由来のエネルギー利用の推進に努めます。

（４）環境規制への適切な対応

家畜排せつ物の管理及び利用に当たっては悪臭防止法や水質汚濁防止法に基づく環境規制に適切に対応する必要があることに加え、畜産農家の大規模化や住宅との混住化の進展等により深刻化する地域住民からの苦情に真摯に対応することが、持続的な畜産経営を実現する上で重要となっています。

上記の法律について、指導権限を持つ環境部局と密に連携し、畜産農家への指導を行います。特に、悪臭等による周辺住民からの苦情対応や排水に関する助言等の実施について、現地確認を行う場合には畜産部局と環境部局の同行、あるいは畜産部局で把握している現況や指導内容の環境部局への確実な共有など、円滑な連携体制を確立します。

また、畜産環境問題の根本的な解決に向けて、県や市町村だけでなく地域住民にも参加を促して地域全体で問題解決に取り組む体制を構築します。

環境規制への対応は、原則として畜産業を営む者自らの責任において行うべきものですが、一般排水基準への対応をはじめ、より高度な処理に取り組む場合などには国、県及び生産者団体による支援やリース事業の活用が可能となることもあります。このため、市町村、生産者団体等の関係者とともに、畜産クラスター協議会の体制等も活用しつつ、地域の実情に応じた対応を推進します。

①悪臭対策

本県ではすべての市町村で悪臭防止法に基づく規制地域が指定されており、臭気指数による規制が適用されています。定められた基準を満たすことが第一ですが、臭気が基準値未満あるいは規制地域外であっても地域住民から悪臭の苦情が寄せられるケースもあることから、畜産農家は基準値に関わらずできるだけ臭気を低減するよう努めることとします。

臭気の低減対策は、こまめな畜舎の清掃や適切な排せつ物処理など、日々の営農管理の適正化が基本となりますが、堆肥化施設など農場の中でも特に臭気が強い部分については、脱臭装置の導入や脱臭・芳香剤の噴霧等が有効となります。

県は、脱臭装置や芳香剤の種類等を含む具体的な改善策について、立地環境や施設構造などの条件に応じた複数の臭気対策の組み合わせなど、有効な対策に関する情報収集を行い、積極的な発信に努めます。

②水質汚濁対策

畜産農業からの排水については、水質汚濁防止法により一定規模（豚房50㎡以上、牛房200㎡以上、馬房500㎡）以上の畜舎を設置する事業場に対して排水基準の遵守が求められています。その中で、硝酸性窒素等は牛房及び馬房施設においては一般排水基準へ移行されたことを受け、遵守に向けた対応が必要となっています。これら物質等の排水中の濃度低減のためには、飼養頭数規模に合う処理能力の施設を備えた上で、ばっ気量や活性汚泥濃度の調整など日々の適切な運転管理を行うことが基本となります。そのうえで、3か月に1回程度、専門業者等に依頼してメンテナンスを行い、機器の調整等を行うことが望まれます。

③窒素の排出抑制

農業・畜産分野における窒素管理については、過剰施肥や家畜排せつ物などに起因する硝酸性窒素等による地下水汚染等が課題であることから、令和6年9月に策定された「持続可能な窒素管理に関する行動計画」に基づき、窒素の排出抑制に向けた取組を推進します。

具体的には、土壌診断や県の施肥基準を踏まえた施肥設計を推進することなどにより、土地の性質に合わせた適正な量の肥料を与えるとともに、改めて家畜排せつ物の適正管

理の徹底を図ることで窒素の排出抑制を図ります。

（５）地球温暖化対策

畜産分野からのGHGの排出量は国内の総排出量のうち約１％であるものの、農林水産分野の約３割程度を占めています。

県は、家畜排せつ物管理方法の変更やアミノ酸バランス改善飼料給餌等によるGHG削減の取組について、J-クレジット制度や温室効果ガス削減貢献度をラベル表示する「見える化」等と合わせて情報提供を行うことなどにより、現場での普及・定着を図ります。

情報提供に当たっては、国と連携し、家畜排せつ物の管理方法の変更による堆肥の高品質化、アミノ酸バランス改善飼料の給与による飼養効率の向上や排水中の窒素濃度の低減といった、温室効果ガス排出削減と同時に期待できるメリットも示しながら農家段階での取組推進を図ります。

（６）堆肥のPR

地域ごとに既存の畜産及び耕種関係の協議会や生産部会などを活用し、県、市町村、農協等の関係機関や畜産農家、耕種農家による情報交換の機会を設けて、地域内の堆肥のPRを進めるとともに、生産や利用に関する意見交換を行います。また、地域ごとに整理した情報をもとに県内の堆肥化施設や堆肥の情報を掲載した堆肥マップを活用し、地域内並びに広域的な堆肥の利用促進に努めます。

（７）堆肥を使った農産物のPR

関係機関の連携のもと、堆肥を利用した農産物について、特別栽培農産物表示ガイドラインを活用し差別化するなど、特色ある農産物として販売面に活かすほか、各地域で行なわれる農産物販売促進イベントや地産地消、食育の活動において、堆肥のサンプル展示や環境保全型農業に関するパネル展示、講演会などを行い、地域で生産される堆肥や特色ある農産物のPR活動を進めます。

これらのPR活動を通して、地域住民や県内外の消費者に対し、本県で行われている地域資源の有効活用や環境保全型農業の取組み、特色ある農産物について理解を深めてもらうよう努めます。

第2 整備を行う処理高度化施設の内容とその他の処理高度化施設の整備に関する目標

1. 本県における目標設定の基本的な考え方

処理高度化施設（送風装置を備えた堆肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。）を効果的に活用するため、畜産農家が飼養規模に応じた家畜排せつ物処理施設を整備するとともに、その運転・管理技術も併せて習得し、継続的に適切な管理を行うことを基本とし、県では市町村や農業協同組合などと連携して技術指導などの支援を行います。

また、今後、老朽化した家畜排せつ物処理施設的能力低下やそれに伴う悪臭の発生、汚水の漏出等の増加が懸念されることから、より計画的に施設の補改修、機能強化を推進していくことが重要です。本県では、国の補助事業や県単独事業の活用等により、高品質な堆肥製造のための堆肥舎や一般排水基準を満たす污水处理施設など、家畜排せつ物処理施設の機能強化等を推進します。

2. 処理高度化施設の整備のための取組目標

（1）国内肥料資源としての有効活用

自給飼料生産への利用だけでなく、稲WC S生産など耕畜連携による堆肥の利用促進や需給システムの構築のためには、高品質な堆肥の生産、散布労力の軽減及び堆肥保管施設の確保が課題となります。地域ごとに、畜産クラスターの仕組みも活用しつつ、実状を把握したうえで、攪拌・通気装置を備えた強制発酵施設や適切な規模の堆肥乾燥施設、堆肥保管施設等の整備により、高品質な堆肥の生産に取り組むことが重要です。特に近隣に堆肥の供給先が見つからず、広域的な輸送が必要な地域については、取扱性・運搬性に優れるペレット堆肥を製造するためのペレタイザーや袋詰め機等の機械の導入を推進します。整備する機械や施設については、共同利用や作業受託組織による利用についても地域ごとに検討し、堆肥をより利用しやすくする仕組みづくりに努めます。

（2）家畜排せつ物のエネルギー利用

光熱費の低減や、臭気の低減、また処理過程において良質な肥料生産が期待される焼却施設等、家畜排せつ物由来のエネルギー利用の体制整備について、畜産クラスターの仕組みも活用し、支援に努めます。

（3）環境規制への対応

臭気や水質に関する環境規制や混住化の進展等による周辺住民の苦情の深刻化に対応するため、専門家等の助言も参考にしながら、それぞれの農場の状況に応じた処理高

度化施設の整備を進めます。

臭気対策については、臭気の発生場所（堆肥舎、畜舎等）ごとに、効果的な臭気の低減対策や様々な脱臭装置（バイオフィルター、ロックウール脱臭、水洗脱臭、ファイバーボール脱臭など）の中から適した施設の整備を検討します。また、状況に応じて、遮へい壁（生垣を含む）の設置や脱臭剤の散布等の臭気低減対策にも併せて取り組みます。排水対策については、すでに一般排水基準に移行した牛房及び馬房における硝酸性窒素等のほか、暫定排水基準が適用されている、窒素含有量、燐含有量及び豚房における硝酸態窒素等についても将来的に一般排水基準に移行することを念頭に、高水準な処理可能な施設の整備を進めます。

（４）地球温暖化対策

家畜排せつ物由来の温室効果ガスであるメタン及び一酸化二窒素の排出削減を図るためには、通常の堆積型の発酵施設から機械攪拌・通気による開放型強制発酵施設やいわゆる縦型コンポストのような密閉型強制発酵施設に転換するなど、より温室効果ガス排出の少ない管理方法に切り替えていくことが必要です。

これらの強制発酵施設は、温室効果ガスの排出削減と同時に、強制発酵による高品質堆肥の生産にも資することから、この点を踏まえて畜産農家の取組を推進することが重要です。

なお、強制発酵はアンモニア等の臭気物質の排出が増加する可能性が高いことから、脱臭施設を併設するなど臭気の低減にも配慮する必要があります。

第3 家畜排せつ物の利用促進に関する技術研修の実施とその他の技術向上に関する事項

1. 技術の向上及び普及

堆肥の生産については、施設整備が進んだことで、畜産農家の堆肥生産に対する意識の高まりも見られ、以前より良質な堆肥が作られるようになっていきます。一方で、経営面からみると直接的な収益にはつながりにくいことから、施設の更新の優先度が低くなる傾向にあります。このため、低コストで実用的、かつ、省エネルギー化によるランニングコスト低減など収益面でのメリットを感じられる技術の普及が重要です。

また、現場で堆肥の利用拡大を図るうえで、(1) 堆肥の生産技術の向上、(2) 堆肥の利用技術の向上は、引き続き取り組むべき重要な課題となっています。

これらの課題を解決するために、県及び試験研究機関、関係機関が一体となり、堆肥に対する耕種農家のニーズを的確に把握するとともに、品質の安定した堆肥の生産技術について検討します。また、過去に現場で実践された堆肥施用事例を収集し、そのデー

夕を蓄積することによって適正な利用方法を検討するとともに、水稻や露地野菜、施設園芸、果樹での家畜ふん堆肥及び肥料の適正な施用方法について検討を進めます。さらに、優良事例や技術情報を迅速に共有・普及できるよう関係機関や地域間の連携強化に努めます。

2. 指導体制の整備

現在、家畜保健衛生所や農業振興センター、農業協同組合が、堆肥の製造及び利用についての現場指導を行っています。この指導を行う各担当者（以下「指導員」）の資質向上のために、全国で行われる研修会への積極的な参加を促します。また、新技術や施用基準など堆肥に関する情報を速やかに現場に普及させるために、県は指導員を対象とした技術検討会や講習会を開催し、地域間の情報交換を行います。指導員は、これら研修会等で得た技術や情報を、地域レベル、生産部会レベルでの様々な研修会や個々の現地指導を通じて、広く普及させるよう努めます。

さらに、畜産環境の専門家の積極的な活用を図りつつ、家畜排せつ物の利用の促進に関する技術を畜産農家等が容易に習得できるよう努めます。

第4 その他家畜排せつ物の利用促進に関し必要な事項

1. 消費者や地域住民等の理解の醸成

畜産業の健全な発展を図るためには、農場から発生する臭気や汚水等の環境負荷に対する処理施設の整備状況、整備に係る経済的負担及びそれによる改善効果など畜産農家の取組や努力について、消費者や地域住民の理解醸成を図ることが重要です。

こうした理解醸成には、特に初動が重要であることから、農場の新設・増設や苦情があった際の住民説明等においては、地方自治体等の第三者が参加する形で、地域住民との良好なコミュニケーションを図る必要があります。

また、地域の堆肥を使った農産物のブランド化や学校給食への供給、酪農教育ファームに見られるような畜産体験学習の実施等を積極的に推進し、堆肥による土づくり効果等の資源循環を基本とした畜産業の社会的意義について、消費者や地域住民の理解醸成に努めるとともに、本県の特徴ある農畜産業についてPR活動を広く行います。

2. 家畜防疫の観点からの適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化

家畜防疫の観点からも、病原菌を殺滅する堆肥化を適切に行うための対策を講じることが重要です。

このため、野生動物等が家畜排せつ物に接触して病原体が拡散する可能性や、堆肥が野生動物等により汚染する可能性について、家畜保健衛生所による巡回指導等を活用して、注意喚起を図ります。

また、家畜排せつ物及び堆肥の運搬に当たっては、運搬車両を通じて家畜疾病の病原体が伝播する可能性があることを考慮し、堆肥等の散逸防止、車両の消毒、運搬ルート of 検討等に努めるよう指導します。

3. 災害の予防等の推進

暴風、大雨等の災害の対応として、建築基準法や畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の規定を遵守することで作業員の安全を確保できる強度を確保するとともに、災害に最大限対応するほか、保険加入の推進を図ります。